

調剤報酬点数一覧表

(単位:点)

調剤基本料	① 調剤基本料②または③以外 (妥結率50%以下:31点)		41		
	② 処方せん受付回数およびイ) 月4,000回超かつ集中度70%超 集中度が右のいずれかに ロ) 月2,000回超かつ集中度90%超 該当 ハ) 特定の医療機関に係る処方せんが月4,000回超 (妥結率50%以下:19点)		25		
	③ 同一法人グループ内の処方 イ) 集中度95%超 せんの合計が月40,000回超か ロ) 特定の医療機関と不動産の賃貸借関係あり つ右のいずれかに該当 (妥結率50%以下:15点)		20		
	分割調剤(1分割調剤につき)		5		
	後発医薬品の試用(1処方せんの2回目のみ)		5		
	基準調剤加算 別に厚生労働大臣が定めた施設基準に適合している保険薬局が調剤基本料に加算する		32		
後発医薬品調剤体制加算1(要届出)	65%以上		18		
	調剤数量の割合	75%以上	22		
調剤料	内服薬 (浸煎薬、湯薬を除く) (処方せん受付1回につき、3剤まで)	14日分以下	①7日目以下の部分(1日分につき) ②8日目以上の部分(1日分につき)	5 4	
		15日分以上21日分以下		70	
		22日分以上30日分以下		80	
		31日分以上		87	
	内服用滴剤	1調剤につき		10	
	頓服薬	受付1回につき		21	
	浸煎薬	1調剤につき(処方せん受付1回につき、内服薬も含めて3剤まで)		190	
	湯薬 (処方せん受付1回につき、内服薬も含めて3剤まで)	7日分以下の場合		190	
		8日分以上28日分以下の場合	7日目以下の部分	190	
			8日目以上の部分(1日分につき)	10	
	29日分以上の場合			400	
	注射薬	受付1回につき		26	
外用薬	1調剤につき(3調剤まで)		10		
加算料	一包化加算(内服薬のみ)	42日分以下	投与日数が7又はその端数を増すごとに	32	
		43日分以上		220	
	無菌製剤処理加算(要届出) (注射薬のみ)	無菌製剤処理を行った場合(1日につき)	中心静脈栄養法用輸液		65
			抗悪性腫瘍剤		75
			麻薬		65
		6歳未満の乳幼児の場合 無菌製剤処理を行った場合(1日につき)	中心静脈栄養法用輸液		130
			抗悪性腫瘍剤		140
			麻薬		130
	麻薬加算	麻薬を調剤した場合、1調剤につき		70	
	向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算	向精神薬・覚せい剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき		8	
	自家製剤加算 (予製剤は20/100相当の点数) ①投与日数が7又はその端数を増すごとに ②~④1調剤につき	① 内服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		20
		② 頓服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		90
③ 内服薬及び頓服薬		液剤		45	
④ 外用薬		錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤		90	
	点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75		
計量混合調剤加算 (予製剤は20/100相当の点数)	1調剤につき	液剤		35	
		散剤、顆粒剤		45	
		軟・硬膏剤		80	
開局時間以外等の調剤加算	時間外	(調剤基本料+調剤料)×(該当する加算率)		100/100	
	休日	時間外:おおむね午前8時前及び午後6時以降 深夜:午後10時から午前6時まで		140/100	
	深夜	※ 領収書においては基本料に対する加算は基本料へ記載されます		200/100	
開局時間内の夜間・休日等加算	午後7時~午前8時(土曜は午後1時~午前8時)及び休日・深夜(受付1回につき)		40		

本PDF資料の利用は、非営利目的の個人的利用、その他法律によって認められる範囲内に限るものとし、この範囲を超えての利用はできません。

本資料の全部・一部の無断転載及び複製等の行為、及びPDF資料へ直リンクは一切禁止させていただきます。